

岷江入楚作成と細川幽齋

小 高 道 子

三条西実枝の源氏物語講釈を聴いた中院通勝は、細川幽齋の勧めにより、諸注を一覧する書である岷江入楚を著した。この岷江入楚について、伊井春樹氏は、「幽齋が通勝に諸注集成を求め」、「通勝はすぐさま企画に賛意を示し、その構想とか、具体的な注釈資料の収集に二人は奔走したことであろう」とされた。岷江入楚は、幽齋と通勝の二人で「奔走して」作成したのであろうか。本稿では、岷江入楚の序文を再検討することにより、岷江入楚作成における幽齋の関りについて検討を加えたい。

一 細川幽齋と中院通勝

伊井氏は岷江入楚の成立について次のようにいう¹⁾。

天正八年六月、正親町天皇から勅勅を蒙った通勝（その年二十五歳）は、勅免を受けて帰京するまでの十九年間丹後に閉塞するが、その不運がまた細川藤孝（幽齋）との運命的な出会いをもたらしした。（中略）幽齋は、源氏物語にも造詣が深く、かねて「あ

またの抄物をたづさふること其わづらひあれば、古来の注釈を一覧の為にしるしあつむべき企」を抱きながらも、実現するにはいならなかつた。その素志の夢を託された通勝は、苦心を重ねながらも「十年計」の年月を経た後、慶長三年六月十九日、五十五帖からなる念願の注釈書『岷江入楚』を完成させたのである。（中略）

跋文には慶長三年の「星夕之日」（七月七日）とあるので、通勝は序文を記して整理した後（六月十九日）、幽齋のもとに全巻を持参してその注釈作業の終了を報告するとともに、一筆を乞うたのであろう。（中略）両者ともに十年とあることは信ずれば、幽齋が通勝に諸注集成を求めたのは、天正十七年頃となる。（中略）

幽齋も同じ実枝の門下ということもあって、通勝はすぐさま企画に賛意を示し、その構想とか、具体的な注釈資料の収集に二人は奔走したことであろう。

細川幽齋は武将でありながら三条西家に伝わる歌学界最奥の秘伝で

ある古今伝受を継承した。通勝が岷江入楚の序文に「彼老人敷島のみちをつたへて筑波の跡をたつぬるおもひふかきゆへに此物語をもてあそふ心も又ねんころ也」記したとおり、幽齋は歌道を継承し、連歌の道に対する思いも深かったために源氏物語にも関心を持っていた。だが、文武両道に忙しく、「もとよりの心さしをとけざるににたり。」(同)という。伊井氏がいう「天正十七年頃」「幽齋が通勝に諸注集成を求め」「幽齋も同じ実枝の門下ということもあって、通勝はすぐさま企画に賛意を示し、その構想とか、具体的な注釈資料の収集に二人は奔走した」というよりはむしろ、幽齋の意志を継承した通勝の努力により岷江入楚が作成されたといえよう。なお、幽齋は実枝から古今伝受を受けているが、源氏物語は九条植通に字んだという(『戴恩記』)など。²⁾

小川陽子氏は、幽齋と通勝とが紹巴の源氏物語講釈を聴き、自分たちが継承していない公条説を「情報操作」をして、紹巴の名前を出さずに継承したとされた。³⁾

幽齋と通勝は、紹巴の講釈を通じて、自分たちが入手した書物では知り得なかった公条注を紹巴が所持していることにおそらく気づいていたであろう。三条西家の血脈と源氏学の継承を自負する通勝にとって、「古来の註釈を一覧のためにしるしあつむへきくはたて」を完遂するには、紹巴の得た公条注が不可欠であったに違いない。

そこで通勝のとった方法が、紹巴から得た注を採用する、しか

し紹巴經由であることは明記しない、というものであった。それはまさに、『長冊闇書』を採用しつつも「或抄」としか記さず、「御説」の由来のみ明記する、というあり方と軌を一にする。(中略)と同時に、通勝が周到に情報操作をしながらも手を借りざるを得なかったという点で、中世源氏学における連歌師たちの存在感、彼らの注の継承と展開の重みも、改めて感得される。

小川氏は幽齋と通勝とが「情報操作」をして、紹巴の名前を出さずに紹巴經由で公条説を継承したとされたが、岷江入楚に見られる「秘」(公条説)と「聞」「闇書」(紹巴經由の説)とを比較しても、紹巴經由でなければ入手できなかった公条説は見出せない。⁴⁾

通勝の情報操作と同様に、幽齋が通勝とともに紹巴の講釈を聴いたことについても、再検討することが必要であろう。

一一 三条西実条と細川幽齋

伊井氏は幽齋と実条との関係を検討され、幽齋が実条の資料を借り出して通勝の岷江入楚作成を支援したとされ次のように記している。

実条は天正三年の生まれ、父公国を早く失った(十三歳)ことから、彼は三条西家の継承者として活躍しなければならぬ立場に置かれ、祖父実枝とのつながりから幽齋・通勝の教えを受け、歌道・古典の研究に励んでいる。文祿三年(一五九四)には、六月から四カ月もの間丹後に滞在し、歌会などもしばしば催すとい

う親密な交流であった。右の「古伝ノ覚少々」にも、「実枝ヨリ細川兵部大輔藤孝、入道シテ玄旨幽齋」と、実枝から幽齋へ

古伝が継承されたことを記した後（中略）

今度は公国と下官（実条）が幽齋から古今伝授を受けていたことを明らかにしている。このような間柄であつてみれば、三条西家に襲蔵される書籍を、幽齋の求めに応じて貸し与えるのは当然のことである。幽齋が借り受けた書目を並べてみると（中略）多様な書目が指摘できる。（中略）

これらがいずれも幽齋の丹後在国中に送られたとは言えないまでも、すくなくとも旺盛な古典研究を続けた慶長四、五年あたりまでに、実条のもとから頻繁に手渡されたに違いない。（中略）明らかに通勝の丹後出奔中に伝えられた本も確認できる。源氏物語の注釈書にしても、大部分は幽齋の企画した諸注集成が現実に出して後、三条西家から流れ出たのではないだろうか。そうするとそれは天正十七年以降のことであつたはずで、折しも実条が幽齋から教えを受け始めた時期と重なってくる。

幽齋は、三条西実枝とその子公国との年齢が離れていたために、公国に返す事を条件にして実枝より古今伝授を受けた。幽齋は実枝との約束を守り実枝が薨去すると公国に古今伝授を返した。実枝から預つた古今伝授を、そのままの形で実枝の遺言通りに公国に相伝した幽齋は、実枝に禁じられていた「他流」の古今伝授資料を収集した。そうした中、公国は、天正十五（一五八八）年に三十三歳で薨去し、幽齋は再び唯一の古今伝授継承者となつた。幽齋は公国が薨去した翌天正

十六年には中院通勝・島津義久への相伝を開始した。その後、後陽成天皇への相伝を試みたが実現せず、慶長五年には智仁親王への古今伝授を開始し、慶長七年には名実ともに智仁親王への相伝を終了した。

幽齋が実条への古今伝授を開始したのは智仁親王への相伝が完了した後の慶長九年であつた。

智仁親王が在位中の後水尾天皇に古今伝授をしたことにより、古今伝受の中心は三条西家から御所に移つた。御所伝授を受けている中院通茂に、実条は「法皇の流」を批判している。⁵³ こうした状況を考えると、伊井氏が推定する「天正十七年以降」「慶長四、五年あたりまで」に、「実条のもとから頻繁に手渡された」事については再考する必要がある。

三 古来の註釈を一覧のためにしるしあつむへき

幽齋の「古来の註釈を一覧のためにしるしあつむへきはたて」について伊井氏は次のようにいう。

幽齋は実枝の講筵に列なつていたとはいえ、全巻の内容を聞き得なかつたことが悔まれ、一人こつこつと、「臚」写河海・花鳥余情・弄花等之諸抄」して物語を読み進めていた。しかし手もとに諸注を集めているとはいえ、本文を読むかたわら一つ一つ開き見て諸説を知るといふのでは煩瑣であるし、この上もない不便でもある。

ここで「手もとに諸注を集めている」幽齋が「古来の註釈を一覧のためにしるしあつむ」ことを求めたのは、「本文をよむかたわら一つ一つ開き見て諸説を知るといふのでは煩瑣であるし、この上もない不便でもある」ためであろうか。

通勝は、源氏物語の注釈について「逍遙禅府奥旨をつたへられしより称名三光の二院つけつきてみなその流をくますといふものなし」と記している。通勝は、源氏物語の注釈について、三條西実隆が「奥旨」を継承してから「称名三光の二院」すなわち公条・実枝と三條西家の系図通りに継承され、その「流をくますといふものなし」という。通勝は、実枝の講釈を聴講することにより、三條西実隆が継承した三條西家の源氏物語講釈を継承した。それ以外に「その流をくますといふものなし」というから、三條西家の源氏字を継承したことにより、それを書き記すことにしたのであろう。

実枝の祖父三條西実隆は、宗祇から「門弟随一」として古今伝受をうけた。同じく宗祇に学んだ近衛尚通が徳大寺実淳を通して三條西実隆が継承した古今切紙を三條西実隆から授かり、娘婿の近衛尚通に伝えた事を知った実隆は、「道の法度」であると、尚通に切紙を伝えた実淳を批判している。その後、尚通が宗祇の講釈を聴いていたことを知り、切紙を伝えたことを容認したが、三條西家において切紙は、講釈を聴いて口伝を継承してはじめて伝えられるものであった。「古今伝受次第」にも、「清濁 談義 義理 口伝」と相伝次第がしるされているが、口伝は、書き表わすことをせず、講釈において伝えられる

ものであった。通勝が諸注集成したのも、「三光院内府講読のおりくむしろの末につらなりて耳にふれたるかたはしをかきつけつゝ、残りつゝまれる」実枝の講釈を聴いて、口伝を継承しているからこそ、三條西家の説を継承できたのであろう。

それに対して幽齋は、古今伝受は継承したものの、源氏物語の秘説は実枝から継承していなかったであろう。幽齋は自分が継承できなかったからこそ、源氏物語の講釈を聴き、三條西家の源氏字を継承した通勝に「古来の註釈を一覧のためにしるしあつむ」ことを望んだと推察できる。「古来の註釈を一覧のためにしるしあつむ」と言うとき想定されるのは、三條西家が継承した三條西家の源氏字であろう。

岷江入楚は冒頭に「諸抄」として「水原抄」「紫明抄」「源中最秘抄」「弘安源氏論議」「河海抄」などの十一種の注釈書の書名をあげるが、このうち岷江入楚が引用しているのは「河海抄」「花鳥余情」「弄花抄」のみである。通勝が集成しようとしたのは三條西家が継承した源氏字であり、当時行われていたすべての注釈書を網羅して集成する意志はなかったと推測される。

三條西家の古典学は、古今伝受については細川幽齋、源氏字については中院通勝により継承されたといえよう。

注

- (1) 伊井氏説の引用は『源氏物語注釈史の研究』（一九八〇年 桜楓社）による。
- (2) 『岷江入楚と細川幽齋』（中京大学国際教養学部論叢 二〇一六年十月）
- (3) 『岷江入楚』 諸説集成の思想（前田雅之編 『中世の学芸と古典注釈』 竹林舎 二〇一一）
- (4) 『岷江入楚の「聞」「聞書」・「岷江入楚の「秘」「聞」「聞書」』（中京大学国際教養学部論叢 二〇一四年十一月・二〇一六年十月）
- (5) 細川幽齋の古今伝受については『細川幽齋の古今伝受』（『国語と国文学』一九八〇年八月号）、返し伝受については「二つの返し伝受」（『梅花短大國語国文』一九八九年七月）などで検討を加えた。『古今伝受日記』については海野圭介・尾崎千佳氏の翻刻によった。
なお、伊井氏は「実条は幽齋だけでなく、「中院也足二借分」として、「源氏抄」がある」ことを指摘して「どうもこれは、『岷江入楚』に引用される『秘抄』ではなかったかと臆測を逞しゅうするのだが、それ以上のことは何も言えない。」とされたが、この「源氏抄」を「秘抄」であると推定する根拠は示されていない。